

令和3年 第5回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和3年5月25日（火） 午後1時30分～午後3時31分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 （17人）

出席者	1番 上原 正孝	2番 丸山 征二	3番 山田 茂
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 白石 隆
	7番 内田 忠雄	8番 磯貝 俊夫	9番 大沢 秀夫
	10番 上原恵美子	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 佐藤 恒雄	14番 飯野 優	15番 宇佐美幸雄
	16番 上原 見徳	17番 竹内 佳重	

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

日程第 7 議案第5号 農用地利用配分計画の意見について

6 農業委員会事務局職員

庶務兼農業振興係長	新井 雅彦	農地係長	茂木 浩之
農地係	真下 貴光	農業振興係	五十貝 遼

会議の概要

議長 ただいまから令和3年第5回農業委員会総会を開会します。

出席委員は17名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、それでは4番の宮口太郎委員・13番、佐藤恒雄委員、両氏を指名します。

事務局 なお、書記に事務局職員を任命します。

事務局 次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、日程第2、会務の報告についてです。

議案書の10ページを御覧ください。令和3年4月26日開催の第4回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係2件、第5条関係21件につきまして、令和3年5月19日付で許可書を交付しました。

11ページを御覧ください。現況証明の4月分の取扱いについてですが、1件、2筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付しました。

続きまして、別紙でお配りしたA4の紙で、令和3年第5回総会報告案件一覧を御覧ください。一般社団法人群馬県農業会議監査会が5月13日に、群馬県公社総合ビル開催され、竹内会長が出席しました。

第2回常設審議委員会は5月19日に、前橋市のJAビルで開催され、竹内会長が出席しました。

終了後に、第1回一般社団法人群馬県農業会議理事会が同所で開催され、竹内会長が出席しました。

また、令和3年第1回安中市議会臨時会が5月18日に開催されました。一覧のとおり報告が1件、承認が3件、議案が3件提出され、議案全てが採択されました。

報告は以上です。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

事務局 本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年5月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページから2ページ記載の9件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひします。

4 番。

4 番委員 4 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条関係の 1 番と 9 番の 2 件です。1 番は、会社を定年になって、これから百姓を一生懸命やるということで、隣の人から売買ということで、〇〇も手伝っているということなので、問題ないと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

9 番の案件は、先月出まして、今月また出てきた案件でございますが、現地を見に行つたところ桑原が大きくなっており、現状荒れている畑だと思います。シイタケをするということなのですが、また関係者が今回来ているということなので、いろいろ説明を聞いてご判断をよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

1 番。

1 番委員 1 番です。3 条の 9 番でございます。先ほどの説明と同じなのですが、これ菌床栽培ということで特に問題ありません。それで、3 条の 9 番で説明ありますので、またそちらでも説明をちょっとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにございますか。

8 番。

8 番委員 8 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条関係の 3 番でございます。こちらは、先月出ました営農型の太陽光でつくつた中の一環ですが、修正されて出てきましたので、やむを得ないかなというふうに思われますので、審議の参考にしてください。5 条の 7 番と同時申請になります。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

6 番。

6 番委員 6 番です。農地法 3 条関係の 2 番でございますけれども、これは場所は〇〇線ですか、皆さんもご承知のとおり〇〇というところなのですが、それに面しておりまして、南と西側は市道に接しておりまして、南側の斜面の竹林でございます。見てきたところ、大分もう竹林を伐採してきれいになっておりま

した。それで、譲受人の農園をやっておりまして、特に問題はないと考えられますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番です。議案第 1 号、農地法 3 条の関係の 4 番並びに 5 番でございます。4 番につきましては、農地法の 1 3 番と同じくするわけですが、これにつきましては〇〇の南側の〇〇の谷津田でございます。この周辺は何キロにも及び耕地が耕作されておられません。〇〇の本当に非常に荒れている場所の筆頭に挙げられる場所でございます。今回太陽光発電で営農型で、ブルーベリーを栽培するという申請が出ましたが、申請者の説明案件ということで、後に説明をいただく予定でございます。私とすれば、非常に荒れている場所でございますので、太陽光として営農型でやっていただければ問題はないのではないかとはい思いますが、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

1 5 番。

1 5 番委員 1 5 番です。議案 1 号、農地法 3 条の規定の 6 番、7 番、8 番になります。そのうちの 6 番、7 番は続きの土地でありまして、大変山の中といいますか、林の中にできている畑であります。8 番に関しては、ちょっと開けているところですが、両方とも耕作してくれる人がいないということで、このまま何もせずに耕作放棄地になるよりは、営農型の太陽光発電施設でも仕方がないかなという状況になっていると思います。よろしく願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 1 号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番から 3 番の 3 件、2 班に 4 番から 7 番の 4 件、3

班に 8 番と 9 番の 2 件、以上合計 9 件を付託します。

次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和 3 年 5 月 2 5 日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第 2 号、農地法第 4 条の申請は、議案書 3 ページ記載の 1 件です。受理した申請書は、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひします。

3 番。

3 番委員 3 番です。農地法第 4 条の 1 番の件ですが、これ場所は 3 種農地であり、ブロック塀が回っていて、庭として使用している感じのところであります。始末書添付ということで、問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 2 号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番の 1 件を付託します。

次に、日程第 5、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて事前現地調査の概要についても説明願ひます。

事務局 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年5月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

なお、5月20日に実施されました申請地面積1,000平米以上の案件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告をさせていただきます。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。

令和3年5月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書4ページから6ページ記載の17件及び議案書7ページ記載の計画変更1件の計18件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひします。

事務局から。

事務局 先ほどの3号議案ですが、補足説明を5条10番についてさせていただきます。

5条の10番につきましては、転用の目的は建築条件付土地分譲用地となっております。従来、土地分譲用地につきましては3種農地、とりわけ用途地域の中に入っている場合についてこれを認めるという形になっておりました。しかし、平成31年に法律の改正があり、土地分譲用地についても一定の条件を満たせば用途地域の中から外れていても、3種農地でなくてもこれを認めるという形の改正がありました。

そちらのほうの要件なのですけれども、3点ほどございまして、1つは転用事業者と土地の購入者、まず最初に土地の売買契約を結ぶわけなのですけれども、その日を第1日としまして、それから3か月以内に建物の建築請負契約を締結すること、それが1つです。もう2つ目が、先ほど3か月以内に請負契約を締結するということがあったのですけれども、その3か月以内に契約ができなかった場合は、土地の売買契約を解除するということを契約書に書き込んでいること。そして最後、3点目が土地の分譲ができなかった場合は転用の事業者のほうで自分で住宅を建てると、これを計画の中に入っているものが建築条件付の土地分譲用地という形になります。

すみません、ちょっと訂正いたしますが、3種農地ではなくて用途地域の中になります。すみません。

補足説明のほうは以上になります。

議長 説明は終わりました。

本案について意見がある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の2番になります。こちら場所は〇〇の西側になりまして、周辺は宅地化が進んだ地域であり、3種農地ということもあり、これは仕方ないと思います。

次、11番になります。こちら場所は〇〇の東側になるのですが、こちらも周辺は宅地化が進んでいる地域でありまして、〇〇関係ということもありまして、周辺農地への影響もないことから、仕方ないと思っております。

議長 ほかにございますか。

3番。

3番委員 3番です。農地法第5条の1番、6番、8番、12番です。まず1番です。この場所3種農地でありまして、面積は9.1平米と狭く、これ問題ないと思います。

6番です。6番、これ以前認可下りた土地でありまして、これも問題ないところ です。

8番です。住宅化している場所でありまして、東に耕作放棄地の場所がありますけれども、これも問題ないと思います。

12番です。これ周りがもう住宅化されて、この畑だけ残ったような感じの土地でありまして、これも問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ほかにございますか。

1番。

1番委員 1番です。3号議案の農地法5条の17番、これ3条のほうとの関連なのですが、事務局のほうからの説明がありましたとおりでありまして、場所的には先ほど申し上げた場所なのですが、その案件の北側には民家が12軒ぐらいあるのですが、ちょっと離れていますので、特に太陽光ができて問題ないと思います。これ太陽光も営農型の太陽光ということで、シイタケ等の菌床栽培を行うということで、特に問題はないと思います。

それで、パネルの雨水等がちょっと心配されるのですが、これは近くに水溜がありまして、その水溜を利用させてもらうということで、特に問題ないと思います。資源のほうの脱炭素で今再生可能エネルギー、そういうの一生懸命これから商業化またしてくるのだと思いますけれども、そういう意味か

ら見まして、あの辺が遊休農地化しているのです、この場所も遊休農地なのですが、そういう面におきましてはこういう太陽光、営農型の太陽光ができるということは、私個人としてみますと意義があるのではないかと思います。審議の参考にしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長 ほかにございますか。

12番。

12番委員 12番です。5条関係の5番です。申請は、太陽光施設の農地転用ということです。対象地の現状は、南側の2筆ほどを除いて梅林になっております。梅林は古木が多いので最近手入れがなく、徒長枝は伸び放題になっています。大変太くなっている状況です。位置的状況につきましては、南側は住宅地に隣接していきまして、西側は民家と墓地ということになっています。北側と東側は畑なのですが、畑は申請地と同様に梅林でございまして、古木でございまして、木の手入れはされていないのですが、自宅の自家用の梅の収穫でもするのか、草刈りが徹底してきれいにされていきまして、意外にも整然とした景観になっております。そのような状況でございまして、申請どおり太陽光施設の転用で他への影響は特にないかと思いますので、よろしくご配慮のほどお願いいたします。

以上です。

議長 ほかにございますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第3号、農地法第5条関係の3番と4番と7番になります。3番、4番は農道を挟んだ隣接地でございまして、場所は、〇〇のちょっと南斜面になっているところでございまして、北側がその〇〇、それから西側が川、東側が道路ということで挟まれた三角形のところになります。ほとんど耕作放棄地みたいな感じなのですが、ちょっと斜面があるので、雨水対策が心配だなと思ったら、ちゃんとその辺対策もできているということでございまして、問題ないかなというふうに思われます。周りに与える影響もほとんどないと思われます。

それから、7番です。こちらは、先ほどの3条の3番で言ったところの営農型の部分でございまして、これもやむを得ないかなというふうに思われますので、審議の参考によろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番です。議案第 3 号の 5 条関係の 1 3 番です。これは先ほど 1 号議案で説明いたしましたが、非常に荒れている土地で、何十年という耕作放棄地で、太いもので 2 0 センチぐらいの雑木並びにシノの生えている農地、田んぼでございしますが、農地法、農用地区域内農地ということで、営農型の太陽光発電もやむなしと思われます。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

1 5 番。

1 5 番委員 1 5 番です。議案第 3 号、農地法 5 条関係の申請です。1 4 番と 1 5 番になります。1 4 番につきましては、周りは全て耕作放棄地同様であります。少し耕作しているところもありますが、ほかの畑とは段差もあり、分断されるようなことはありません。特に問題はないと思います。

それと 1 5 番に関しては、申請地が 3 か所分かれています。〇〇さんがある北側の申請地に関しては、道路に挟まれて独立したような形になっていますので、そこ全部一緒の申請なので、ほかの農地と分断するようなことはないと思われま

す。それともう一つ、田んぼの申請が出ていますが、〇〇番地で申請が出ているところが隣の田んぼと段差がかなり高い位置になっていまして、雨水とかの対策を十分していただかないと、土手といいますか、崩れるようなおそれも考えられますので、周りの方はそれを心配しておりました。特にほかの土壌と分断をされるようなことはないと思います。特に問題ないと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 3 号については、審査班に審査を付託したいと思

います。なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思

委員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に5番から9番の5件、併せて計画変更1番の6件、2班に10番から14番の5件、3班に1番から4番の4件及び15番から17番の計7件、以上合計18件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2 : 15)

(書類審査)

(再開午後 2 : 45)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の4番から7番及び議案第3号、13番、14番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、議案第1号、4番から7番及び議案第3号、13番、14番の案件申請者から説明を求めます。

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

4番～7番・13番・14番申請者 今回の申請地を耕作ということで、賃借権の申請させていただいております〇〇さんです。今後農業をやっていく方。私は、行政書士の代理人、〇〇と申します。

4番～7番・13番・14番申請者 〇〇の代理人の〇〇の〇〇と申します。よろしく願いします。

4番～7番・13番・14番申請者 同じく〇〇と申します。よろしく願いします。

4番～7番・13番・14番申請者 それでは、私のほうで説明させていただきます。

今回の申請地、行田と高梨子の件の申請させてもらっているところですが、耕作します、シェアリングしますのはブルーベリーを耕作しながら太陽光事業をということです。この中で、〇〇さんは〇〇市の在住ですけれども、こちらのほうに耕作として通ってやるということで計画しております。大まかな説明についてはそういう概要であります。よろしく願いします。

議 長 それでは、申請者の説明が終わりました。

質問がある方はお願いいたします。

14番。

14番委員 14番です。大変ご苦労さまでございます。〇〇地区の〇〇の関係でご質問させていただきます。〇〇の関係については、地目が田んぼ、ここ何十年、20

年以上ですか、ほとんど耕作されていないし、上下南北、東西南北も全部耕作放棄地、ずっと何キロに及ぶ耕作放棄地ということで、取りあえず青地なのですけれども、ブルーベリーの関係については、これを見させていただいたらポット栽培ということでございます。ですが、育成状況により地植えも検討されているようなのですが、ブルーベリーの栽培経験というのは〇〇さん、何年ぐらいになる。

4番～7番・13番・14番申請者 いや、ブルーベリーは私のほうは結構浅いのです。それで、〇〇市なのですけれども、〇〇の場合は全部市のほうへそれを寄附をして、それで保育園とか幼稚園とか、それをみんな来てブルーベリーをするということで、私は全部市のほうに寄附して、子供たちを優先しようかなと。

14番委員 実を言いますと、私の近所でブルーベリーを栽培している人がいるわけです。その人にいろんな話を聞きましたら、田んぼ地についてはちょっと根腐れを起こしたり、これはポット栽培を実際にやると思いますけれども、一部育成状況により地植えも検討するということであるので、できればあそこは田んぼ地で平らで水はけも悪いですし、南北が高台で川もすぐそばまで流れていますので、水はけの点がちょっと心配かなと思う。

4番～7番・13番・14番申請者 だから、ブルーベリーの場合は、やっぱりそこだけ盛土にするのです、高く。

14番委員 盛土でやるわけですか。

4番～7番・13番・14番申請者 そうそう。

14番委員 ポットではなくて。今地上から浮かせてということはないけれども、ある程度隔離、水分を隔離して栽培しますよね。

4番～7番・13番・14番申請者 それはやったことないから。

14番委員 ないのですか。

4番～7番・13番・14番申請者 前は、私は水耕栽培というのをやっておった。

14番委員 では、ある程度排水目的で高くして、それはどのぐらいの高さになるのですか。

4番～7番・13番・14番申請者 やっぱり50センチぐらい。

14番委員 50センチ。

4番～7番・13番・14番申請者 委員、よろしいですか。

今回の土地は〇〇に関しては、左方、川側のほうが1枚あって、そこがまた一段下がってしまっていて、今回申請地は石垣を積んである田んぼなのです。それで、段差としますと1メートルぐらいの段差がある土地ですので、その辺の水の管

理というのは、その段差をうまく利用すれば、北側ですか、そちらについて水路があるかと思うのです。

1 4 番委員 これが〇〇になりますよね、それでこっちが公道が、アスファルト道路があつて。

4 番～7 番・1 3 番・1 4 番申請者 段々になっていく。

1 4 番委員 1 筆、2 筆、段差はありますけれども、ほとんど傾斜はそのまま。

4 番～7 番・1 3 番・1 4 番申請者 それは元田んぼですので、傾斜地ですが隣接地との差は1 m位かなと。

1 4 番委員 ある程度水はけをよくしてもらって、ブルーベリーの場合は栽培してもらわないと、幾年かすると枯れ上がってものにならないという話ですので、その辺は頑張ってくださいと思います。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

1 番。

1 番委員 1 番です。どうもご苦労さまです。今現在栽培はどのぐらいしているのですか、ブルーベリー。

4 番～7 番・1 3 番・1 4 番申請者 ブルーベリーは3 反ぐらい。

1 番委員 3 反ですか。私もちょっと自家用で3 本ぐらいあるのですけれども、やっぱり普通の土地に植えたのでは駄目ですよ。ピートモスとか鹿沼市なんかで5 0 %、5 0 %ぐらいでやると、一番根が張るのです。ずっと普通の土地に植えたのなら、何年かすれば本当に元気なくなってしまう。そうですよね。やっぱりピートモスと砂混ぜてその地植えでもやっているわけですか。

4 番～7 番・1 3 番・1 4 番申請者 そうです。

1 番委員 そうしないとやっぱりブルーベリーは、ちょっと何年かすると。

4 番～7 番・1 3 番・1 4 番申請者 育たないのです。

1 番委員 普通の土地で植えたのでは駄目ですよ、ピートモス入れて。

4 番～7 番・1 3 番・1 4 番申請者 ええ、そうです。それで、今度の植えるブルーベリーは普通のブルーベリーと違うのです。大粒のやつで。

1 番委員 おおつぶ星とか。

4 番～7 番・1 3 番・1 4 番申請者 そうそう。今小さいのではないのです。

1 番委員 1 円玉ぐらいはどんどんでかくなるのですよね。

4 番～7 番・1 3 番・1 4 番申請者 そうそう。

1 番委員 いい種類だとなかなか難しいのですけれども。

4 番～7 番・1 3 番・1 4 番申請者 難しいです。

1 番委員 そういうことで、ではそういうふうには植え方はするのですね。

4 番～7 番・1 3 番・1 4 番申請者 はい。それで、その植える苗木屋さんというのは〇〇なのですけれども、亀里の農協の隣、あそこを借りて全部市場で、その人が全部仕切ってやっているのです。私の〇〇なのです。だから、その苗は全部そこから来るものだから。

1 番委員 苗は地抜きしたものですかね。

4 番～7 番・1 3 番・1 4 番申請者 そうそう。だから、その人が責任持って植えたりいろいろしてくれるから。それでなかったらちょっとできない。

1 番委員 いろいろ試行錯誤あると思いますけれども、頑張ってください。

4 番～7 番・1 3 番・1 4 番申請者 ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 なければ、質問を打ち切りたいと思います。どうもご苦労さまでした。

4 番～7 番・1 3 番・1 4 番申請者 ありがとうございます。

議 長 次に、議案第 1 号、8 番及び議案第 3 号、1 5 番の案件申請者から説明を求めます。

事務局 それでは、最初に自己紹介をしていただいてから申請内容について説明をお願いいたします。

8 番・1 5 番申請者 それでは、申請人であります〇〇と申します。今回営農型太陽光発電の申請ということで色々書類を出させていただきました。よろしくお願ひします。

8 番・1 5 番申請者 申請代理人の行政書士、〇〇と申します。よろしくお願ひします。

8 番・1 5 番申請者 同じく申請代理人の行政書士、〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。今回、営農型ということで出させていただきましたが、併せて当申請人、〇〇さんは新規就農で、今後農業を生活の糧としてやっていきたいというお考えですので、新規就農と併せてのご相談ということになりますので、ぜひとも審議のほどよろしくお願ひいたします。

そうしましたら、お手元に、ざっと説明する感じでよろしいですか。お手元に資料が行っているかと思ひますけれども、今回筆数はかなりありますけれども、2 か所にて営農型でブルーベリーを栽培する予定でございます。ごめんなさい、

3か所です。それで、営農型によって現金収入の道を確保しつつ、その下のブルーベリー栽培をすることで農業収入、ブルーベリーについてはポット栽培というものを使いまして、従来の露地物とは違う形でブルーベリーを採取していくということで、既に同じような形で農業をしている、ブルーベリー栽培をしているところで〇〇さんのほうで何件か研修をしてきまして、いよいよ自分で始めたいということで、今回申請に至りました。

何かご質問、ブルーベリーの説明とかしたほうがいいですか。よろしいですか。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方お願いします。

2番。

2番委員 2番です。どうもご苦労さまです。新規就農ということで、今ちょっと初めて聞いたのですけれども、ぜひこれだけ農業人口減っている中で、こういう若い方が就農していただけるということは、農業委員会としても非常に心強いことですので、我々としてもできるだけバックアップさせていただきたいと思っておりますけれども、まずポット栽培、どちらで研修をどのくらいされてきたのか、少し説明していただけますか、新規就農ということなので。

8番・15番申請者 研修についてなのですけれども、群馬県にそういった形でやっているところないものですから、県外、愛知県の、名前出しますと〇〇さんで、この観光農園なのですが、こちらのほうで去年の6月から今年の今月で1年の研修ということで受けています。遠方でしかも今コロナの関係がありますので、現地研修というのが月に1回、あとは基本的にオンラインで全部やっています。それと、あとは群馬県で私の祖父が〇〇市で農家やっているのですけれども、その関係でブルーベリーの栽培も10年ほどやっていて、こちらのほうで、ブルーベリーというのがどういうものかということが漠然と分からなかったもので、まずそこで色々教えてもらった。ただ、こちらはやっぱり地でやる栽培なので、若干そのポット栽培と方法が大分違うものですから、やっぱりちゃんとしたところで受けなければなと思ひまして、県外なのですけれども、実績があるところで、ちょうど1年が終わろうとしているのですけれども研修を受けて参りました。

8番・15番申請者 補足しますと、露地物のブルーベリーについてはご実家でおじいちゃんがやっていたのをずっとお手伝いされていて、それで今後就農するに当たって収益性ということを追求した結果、ポット栽培のほうが実が大きくて甘いので

です。それでスタートしたいというお考えで、この農法に至ったということ
です。よろしくお願いします。

議長 ほかにございますか。

1 番。

1 番委員 1 番です。ご苦労さまです。これから結局スタートするわけですか、ポット栽
培で。ポット栽培という鉢ですよ。ポット栽培というのは自然の雨と違っ
て、結局毎日給水が、これから夏になると大変ですよ。朝と午後、夕方もく
れるようなあれになると思います、夏になりますと。その辺が大変だと思
うのですけれども、私もポット栽培しているのです。ただ、自家用です。ポット栽
培 30 鉢ぐらいあるのですけれども、何年かに 1 度植え替えがまた大変な
のです。ピートモスとか土を混ぜてまたあれ全部植え替える、それ大変な、ポット
栽培も確かにいい実はなるのです。味もいいですし、露地栽培よりも。大変
のだと思いますけれども、大体どのくらいの計画で初めスタートするのですか、
ポット、数。

8 番・15 番申請者 数は、まず 3 か所ありまして、結構広いものですから、ポットを等間
隔に植えていくので、今は 1, 000 株ほどから始めてしっかりと配置してや
りたいと思っています。

1 番委員 1, 000 株というけれども、給水だけでもこれ大変ですよ。朝も、暗いう
ちに起きて朝の水くれなくては、また夕方も例えばくれる、乾くとくれるよ
うな場合も出てきますから、大変なのでしょうけれども、新規就農というこ
とで、本当に大変だと思いますけれども、頑張ってください。

議長 ほかにございますか。

15 番。

15 番委員 15 番です。今日はどうもご苦労さまです。ブルーベリーのポット栽培につ
いてなのですが、よく知らないもので、ポットを置くわけですよ。それは田ん
ぼなり畑なり土の上に置くのですか。1 つはそれと、あと案内の概要の紙にあ
るところの〇〇番地の田んぼなのですからけれども、この田んぼの隣、〇〇番地と
大分土手で段差があるのです。角度的にも急な角度なので、下で栽培される方
がちょうど畑をやっている方がいらっしゃって、排水設備が自然浸透で申請し
てあるみたいですが、自然浸透で果たして土手が崩れずにこの先何年も
もつものかどうか。それに関してですが、先ほどのポットの設置場所、土の上
に直接置くのだから、防草シートか何かを敷いて置くのだから、それとさっき言っ

た排水というか給水というか、水をどうするのか、上水道でかかってくるのか、どうするのか、その辺ちょっと聞かせていただけますでしょうか。

8番・15番申請者 ポットのことなのですけれども、まずポット栽培で地面には防草シート、これは防草シートで、そこにポットを並べます。水道は井戸を計画しています。井戸から水を引っ張って、それを灌水チューブで流す。灌水装置を設置して日に何回、という風にプログラムを組みまして電気で水を流して灌水する予定であります。

8番・15番申請者 排水についてなのですけれども、ご指摘のとおり斜面、全体が平らな場所ではないではないですか、地域全体が。それで、安中市の太陽光条例の件で都市整備課と排水の件でかなり指摘を受けて、それについて協議しまして、私どもも〇〇さん地元でずっとこれから農業やっていく考えなので、地域のほかの畑とか田んぼに迷惑をかけたら困るので、一応排水については、まずトレンチをつくって水をためる場所をつくるという考えで計画書を出しています。それと、長期的にはなのですけれども、水がかなりブルーベリーには必要なので、雨水を再利用できるようなタンクができるというのですけれども、今回はちょっと予算の関係でそこまで入れ込めなかったのですけれども、長期的にはそういう設備投資をして、雨水をただそのまま垂れ流すのではなくて、まずトレンチにためて、周辺の田んぼ、畑に迷惑をかけないようにするというのと、それを再利用できるような次の段階という、それは申請書面には入っていませんけれども、一応考えております。新規就農なので、3年間の予定で営農計画を出させていただいているのですけれども、長期的にももちろんやっていくつもりなので、順次設備投資をしながら、雨水については、排水については周囲に迷惑をかけないだけでなく、再利用できるという方針で打合せをしています。

議長 ほかにございますか。

15番。

15番委員 度々すみません。単純に考えて、ブルーベリーの栽培って日陰は結構有利らしいのですが、収穫量でいくと、これは静岡のデータなのですけれども、太陽光設備の下に設置するよりも自然なところのほうが収穫量は多く出ているのですが、わざわざ太陽光発電でする意義というか、意味というか。

8番・15番申請者 パネルを上を設置することで日を遮ってしまうということだと思のですけれども、これは私が研修しました愛知県の〇〇の方のお話で、非常にブルーベリー雨が嫌いなのだと。なので、雨を遮る部分は実のつきとか、あとは

実の質とかというのは、遮ったから悪くなるよというふうな話ではございませんでした。それで、実際に私の祖父がやっておりましたブルーベリーの木の実とか、あとは葉っぱとか私も何年も見てきたのですけれども、やっぱり実が割れていたりとかというのがありまして、実際にそういうのと比べてみますと、パネルがあっても実の質というのは、別の露地よりもいいのかなという印象はありました。それで、今の雨を防ぐというのと、あとは夏の日差しというのはとても強くて、葉焼けとか、あとは実が焼けてしまうとかというような利点がある、というのはこれは実際にやっている方から聞きましたし、自分でも見てみてなるほどなと思ったものですから、パネルをつけてやることに関しては、とても収穫量という意味では若干落ちるのかもしれませんが、その栽培した品質については割といいのかなというふうな印象はありました。

15番委員 ありがとうございます。

新規就農ということなので、頑張ってください。

以上です。

議長 ほかにございますか。

1番。

1番委員 確かに勉強、研究されています。確かに雨にあって、陽がいきなり天気になってくるとひび割れるのがある、種類によって。そういうことなくなりますので、ただパネルの下は収量が落ちるかもしれませんが、その品質面についてはいいのではないのでしょうか。いろいろポット栽培、案外私のうちと近くみたいですから、案外、〇〇で。私のほうは、ポット栽培、露地栽培もしているので、全部自家用なのです。ブルーベリージャムにしてほかの人にあげてしまうのですけれども、ポット栽培始めて約20年位経ちます。これくらいの鉢に植えているのですけれども、やっぱり5年ぐらいで植え替えないとやっぱり樹勢が衰えていきますよね、根も張ってきますから。いろいろとこれからも研究して、頑張ってください。

8番・15番申請者 ご指導よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 なければ、質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

8番・15番申請者 どうもありがとうございました。

議長 次に、議案第1号9番及び議案第3号16番、17番の案件について申請者か

ら説明を求めます。

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容についてご説明をお願いいたします。

9番・16番・17番申請者 ○○株式会社の○○と申します。よろしくお願いいたします。

9番・16番・17番申請者 ○○の○○です。よろしくお願いいたします。

9番・16番・17番申請者 同じく○○です。よろしくお願いいたします。

9番・16番・17番申請者 それでは、申請内容に関してお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、弊社、まず大本にあるのが○○という会社になりまして、こちらの会社は7年前から太陽光発電を主としたエネルギー関係の仕事をさせていただいております。今回、安中市にご縁がございまして、去年の12月に○○株式会社を設立させていただきました。今回、半年ぐらいの期間を経て、○○で2筆、あと○○で1筆、この場所に3条、5条の申請をさせていただいております。この申請の一番の意図というのは、耕作放棄地、これをなくすとともに地域貢献をさせていただきたいというところがございます。

あと、1点皆様に認識していただきたいのが、従来の営農型というのは、太陽光が主体で片手間で農業をするということが頻繁に起きており、大変問題視されている部分ではあったのですが、弊社として何よりも農業が主体、ここを一番認識していただきたいと、しっかりと腰を据えて事業計画に基づいていきたいというふうに思っておりますので、本当に新規参入となりますけれども、何とぞよろしくお願いいたします。

議長 それでは説明が終わりました。

質問等のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。どうもご苦労さまです。今回○○さんが菌床シイタケということで、全国的に見てもまだそんなに数も少ない新しい取組で、今説明があったように電気が主体ではなくて農業が主体だということなので、安中市の農業委員会としても非常に期待をしているところでありますけれども、ちょっと何点か確認したいのですが、今説明の中で会社を立ち上げてまだ半年ということのご説明がありましたので、この会社、もしくは従業員さんで菌床シイタケの栽培経験がどのくらいあるのか、あと販売ルート、販売先等の説明をできる範囲で結構ですので、よろしくお願いいたします。

9番・16番・17番申請者 まず、菌床シイタケの栽培に関しては、弊社としては経験は

ございません。ただ、今2社、名前出していいかちょっと分からないのですが、
けれども、〇〇にある〇〇さんと、あとは実際にもう菌床シイタケを栽培してい
らっしゃる〇〇という会社があるのですけれども、この2社と協力して今事業
を進めている最中でございます。今おっしゃられた販路に関しては、後者の〇
〇という会社が実際に販売もしていますし、あとはその販売先を紹介してい
たくという、こういった業務提携のお話をさせていただいている最中ござい
ます。

2番委員 そうすると、栽培経験のない方が新規に取り組む。

9番・16番・17番申請者 そのとおりです。

2番委員 それは、どこかからか指導を受けながらやるのですか。

9番・16番・17番申請者 もちろんです。

2番委員 現場でも。

9番・16番・17番申請者 順次。〇〇様と今提携させていただいて。

2番委員 頑張ってください。

9番・16番・17番申請者 ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。

1番。

1番委員 1番です。現地を見させていただいたのですけれども、雨水は近くにためて流
すということですよね。それは心配ないと思うのですが、あとネットは張らな
いということでしたか。

9番・16番・17番申請者 そうです。

1番委員 県道があそこ通っているのです、すぐ北側を。それで民家がありますし、この
道路際だけでもネットを張ったほうがいいのかと思うのですけれども。

9番・16番・17番申請者 こちらで再確認します。

1番委員 検討してみてください。

9番・16番・17番申請者 もちろんです。工事屋なので、もともとは。ネットは多分す
ぐ張れると思います。

1番委員 道路に面していますので、その辺は検討してみてください。

9番・16番・17番申請者 ご指摘ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。

17番委員 私のほうから、17番です。ご苦労さまでございます。

本当に初めての試みということなのですけれども、この完全にビニールハウス

で囲うと、鉄骨を組まれてやる方法なのか、それとも普通のパイプハウスでやる方法なのか、そこのところだけちょっと聞きたいのですけれども。

9番・16番・17番申請者 今のご質問の答えでいうと、どちらでもないというのが正確かなと思います。鉄骨というほど丈夫ではないですし、本当に細い骨組みでもないです。もともとは太陽光に使う架台、これはアルミの素材になりますけれども、これをビニールハウスと融合させてつくるという今方向で動いております。なので、鉄骨とはまた違います。ただ、結構丈夫なものではあります。

17番委員 今アルミでやるということになってはいますが、結構この辺風が強いものですから、それについての対応も厳しくやっていただくような形をいただければいいかなと思います。受け止めをお願いいたします。

9番・16番・17番申請者 ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 なければ、質疑を打ち切ります。説明ありがとうございました。

9番・16番・17番申請者 ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

議長 ここで、審査班の意見の取りまとめのため、暫時休憩といたします。

(休憩午後 3:18)

(意見取りまとめ)

(再開午後 3:21)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査の結果について、審査班の報告を求めます。

1班。

1班班長 5番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は1番から3番の3件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 10番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、4番から7番の4件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3 班班長。

3 班班長 1 3 番です。3 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は 8 番から 9 番の 2 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。
これより議案第 1 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
これより議案第 1 号に対する採決を行います。本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。
次に、議案第 2 号に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

1 班班長 1 班。
5 番です。1 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、1 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。
これより議案第 2 号に対する質疑を行います。ありませんか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
これより議案第 2 号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 5番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、5番から9番の5件です。及び計画変更の1番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 10番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、10番から14番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 13番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から4番及び15番から17番の7件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。質疑ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和3年5月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書8ページ記載の6件です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。

14番。

14番委員 14番です。ちょっとお聞きしたいのですが、4号の4番のうちの管轄になるのですが、設定する利用権で野菜と書いてあります。〇〇さんについて野菜は何の野菜ですか、ちょっとお聞きしたい。

事務局 野菜については、ネギを作付する予定となります。〇〇さんは、今から五、六年ほど前に新規就農者として農業を始めた方になりますが、現在では順調に出荷もしております、ネギを作付しております。

14番委員 耕作面積については9,400平米、これを入れての面積かな。新たに借りる、別に。別途で9反4畝。

事務局 こちらの議案書の耕作面積のほうは別途の面積を記載しております。

14番委員 別途ね。はい、分かりました。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用配分計画の意見についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出され、意見を求められたので、審議願いたい。

令和3年5月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用配分計画（案）は、議案書 9 ページ記載の 4 件です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の各要件を満たしている
と考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いいたします。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手をお願いします。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 5 号、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承
認し、市長へ送付することに決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和 3 年第 5 回安中市農業委員会総会を閉会いたします。慎
重審議ありがとうございました。

時に午後 3 時 3 1 分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに
署名捺印する。

令和 3 年 5 月 2 5 日

安中市農業委員会会長

4 番委員

1 3 番委員